

八雲町観光大使設置要綱

(目的)

第1条 八雲町の魅力を広く紹介することにより、本町の観光振興をはじめとした町の活性化に資するため、八雲町観光大使（以下「大使」という。）を設置する。

(委嘱)

第2条 大使は、文化・経済・スポーツなど各界において活躍するとともに、本町に愛着をもち、かつ、本町の出身または本町にゆかりのある方の中から、本人の同意を得て、町長が委嘱する。

(任期)

第3条 大使の任期は設けない。ただし、次の場合は解任することができる。

- (1) 大使から辞退の申し出があった場合
- (2) 大使の所在が不明となった場合
- (3) 公序良俗に反する、または大使としてふさわしくない非行があった場合

(任務)

第4条 大使の活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 本町のPR活動
- (2) 本町の観光産業等への助言や提言

(報酬等)

第5条 大使には報酬を支給しない。ただし、前条の任務のために必要な次に掲げるものを提供する。

- (1) 名刺
- (2) 観光パンフレット、広報紙、その他の資料

(庶務)

第6条 大使に関する庶務は、商工観光労政課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱の運用にあたり必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は平成23年1月25日から施行する。